

第18回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成27年11月26日(木)

ところ 尼崎市保健所精神保健相談室

1 第17回議事要旨の確認について

2 協議事項に基づく意見交換について

3 その他

(添付資料)

- 資料1 第18回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第17回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料3 協議事項について
- 資料4 野良猫の適切な管理について
- 資料5 平成27年度尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱
- 資料6 平成27年度尼崎市野良猫不妊手術助成金交付制度の変更点
- 資料7 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- 資料8 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について
- 資料9 捕獲檻で捕獲された猫への対応について
- 資料10 虐待等事案に関する警察との連携について
- 資料11 動物の譲渡について

第17回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日時

平成27年8月28日（金） 午後2時から午後3時30分まで。

2 場所

尼崎市議会棟 第3委員会室

3 出席者

（1）委員8名（敬称略）

植村興、松井定雄、三田一三、瀬戸口敬幸、喜多村幸紀、山本純子、平井三和子、
村田國広

（2）事務局3名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、林生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要

（1）尼崎市動物愛護管理推進協議会委員委嘱式について

尼崎市清水医務監から挨拶があった後、医務監から各委員に委嘱状が交付された。
各委員から自己紹介があった。

（2）会長の選出について

事務局から会長の選出について委員に諮ったところ、立候補はなかった。推薦で
三田委員が会長に選出された。会長代理は瀬戸口委員が会長により指名され、委員
全員の賛同を得た。

（3）協議会の趣旨説明について

事務局から資料3に基づいて協議会の趣旨説明が行なわれた。

（4）協議会の運営について

ア 傍聴の取り扱いについて

事務局から資料5に基づく説明があり、協議の後、原案どおり取り扱うことと
なった。

イ 会議資料及び議事要旨の公開について

事務局から資料6に基づく説明があり、協議の後、原案どおり公開することと
なった。

ウ 今後の会議の進め方について

平成29年3月末まで各委員から提案された協議事項をもとに3～4か月に

一度開催する予定。

(5) 尼崎市における動物愛護管理業務の現状について

事務局から資料7に基づく説明が行われた後、意見交換が行われた。

次回会議は11月下旬～12月上旬の開催を予定。協議事項の提案があれば委員から事務局まで届け出ることとなった

以 上

協 議 事 項

議 題 1	尼崎市での地域猫活動(TNR)を社会福祉協議会の役員、各町会の会長・副会長に対し、動物愛護対策として講習会を開催し参加を求める。
提案理由	地域行事に参加し、地域猫活動のチラシ配りや愛護基金の募金活動をしているが、まだまだ認知度が低い。市では動物愛護の普及啓発としてガイドブック等作られ配布されていますが、違った側面から地域猫活動の普及啓発を促すため、地域の代表責任者の人達に講習会を開催する。

議 題 2	野良猫の去勢不妊手術の助成金の取り扱いについて
提案理由	助成金の利用者が多く、せっかく捕獲したのに助成金の割り当てにあずからないケースが多い。福祉協会の捕獲には説明会を設け、不妊手術(TNR)、地域猫等の説明もしているので捕獲匹数は全て割り当てがあるべきである。個人には捕獲匹数をあらかじめ制限を設け、捕獲月を個人、福祉協会を別々に設定してはどうか。

議 題 3	引き取り、譲渡、負傷動物の取り扱いについて
提案理由	上記の動物について、どのように実施されているか不明な点があり、ガイドライン等の作成とその作成に当たり、問題点を協議会で討議してはどうか。

議 題 4	警察との連携について。協議会に参加してもらうか、動物愛護センター、警察、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員による連携会の設定。
提案理由	県ではアニマルホットラインが設置され、関係機関との連携のもと動物虐待等防止連絡会が開催されている。

野良猫の適切な管理について

不妊去勢手術を受けさせずに放し飼いにしている飼い猫や野良猫同士による自然繁殖により、市内には多くの野良猫が生息しています。その結果、動物愛護センターには野良猫の糞尿被害などに関する相談が数多く寄せられています。地域が主体となり適切に管理を行えば、時間はかかるかもしれませんが野良猫による被害を軽減することができます。そのためには、地域住民の合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルールづくりと取り組みが必要不可欠です。

■ 無責任に餌を与えるだけでは何も解決しません

野良猫に餌を与えるだけでは野良猫が集まり、子猫が産まれてしまい、結果として野良猫を増やすことにつながります。そして、糞尿の放置などにより近隣住民に迷惑をかけることとなります。

また、地域住民のすべてが猫好きであるとは限りません。それどころか、今まで猫に対して特別な感情を持っていなかった人が、猫による被害を受けて嫌いになってしまうこともあります。

そのためにも、野良猫に餌を与えるだけでなく、以下のような取り組みの必要性について、地域住民の同意が得られるよう努力することが何より重要であります。

■ 地域を主体とした協働の取り組みが重要です

野良猫に関する問題は、法令が十分に整備されていないことや、野良猫に対する考え方に大きな隔たりがあることが、この問題の解決をさらに難しくしています。そのためにも野良猫に関する問題を地域の問題と捉え、「地域・活動ボランティア・行政」による協働の取り組みが必要不可欠です。

■ 野良猫がこれ以上増えないようにしましょう

地域内の野良猫がこれ以上増えないように不妊去勢手術を行いましょう。

不妊去勢手術を行えば子猫が生まれなくなり、野良猫の数を徐々に減らしていくことができます。

このように野良猫の繁殖を抑制し、その数を減らしていくことを目的に捕獲 (TRAP) し、不妊去勢手術 (NEUTER) を施してもとの場所に戻す (RETURN) ことを頭文字を取って「TNR活動」と呼びます。

尼崎市では、地域における野良猫問題解決の取り組みの推進を図るため、平成19年度から一定の要件のもと野良猫の不妊手術費用の一部助成を行なっています。

■ 適切な餌の管理を行いましょう

地域住民の同意が得られる場所で、決められた時間に地域で管理する猫が食べきれだけの量を与えるようにしましょう。食べ終わった後は、すぐに後片付けを行い、周辺を清掃しましょう。置き餌は、悪臭や害虫発生の原因にもなりますので絶対にやめましょう。

■ 糞の後始末をしましょう

地域住民の同意が得られる場所に地域で管理する猫用の排泄場所を設けて、そこで排泄をさせるようにしましょう。排泄物は速やかに片付け、排泄場所を常に清潔にしておきましょう。

■ 飼い猫の適正な飼育が前提となります

野良猫の適切な管理を推進していく上で前提となるのが、飼い猫の適正な飼育です。地域内に不妊去勢手術を受けさせずに放し飼いにしている飼い猫がいると、この取り組みは十分に機能しません。

猫の飼い主に対して、「①屋内飼育」、「②不妊去勢手術の実施」、「③身元表示」の3原則について周知徹底を図りましょう。

野良猫の不妊手術費用の助成について

尼崎市では、地域における野良猫問題解決の取り組みの推進を図るため、平成19年度から、以下のような要件のもと野良猫の不妊手術費用の一部助成を行なっています。

さらに、平成24年度からは「動物愛護基金」を活用して助成費用の拡充に取り組んでいます。

手順1：センターへ相談する(地域内で野良猫が増えて困っているなど)。



手順2：市が主催する「野良猫対策活動講習会」を受講する。



手順3：活動を行う地域の代表者に活動の趣旨を説明し合意を得る。



手順4：市に活動申請を行い、承認を得る。



手順5：助成金申請期間に向けて捕獲器などの準備を行う。



手順6：回覧文などを用いて、地域住民に野良猫の捕獲を周知する。



手順7：野良猫を捕獲し、不妊手術を受けさせて、元の場所に戻す。



手順8：市に助成金の申請などを行う。

平成27年度尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱

(主 旨)

第1条 尼崎市野良猫不妊手術助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- 一 「獣医師」とは、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。
- 二 「手術」とは、第一号に規定する獣医師による野良猫の不妊手術をいう。
- 三 「申請書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動承認申請書をいう。
- 四 「合意書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動合意書をいう。
- 五 「承認書」とは、様式第2号に規定する野良猫対策活動承認書をいう。
- 六 「報告書」とは、様式第3号に規定する尼崎市野良猫不妊手術実施報告書をいう。
- 七 「交付申請書」とは、様式第4号に規定する尼崎市野良猫不妊手術助成金交付申請書をいう。
- 八 「交付審査結果通知書」とは、様式第5号に規定する尼崎市野良猫不妊手術助成金交付審査結果通知書をいう。
- 九 「請求書」とは、様式第6号に規定する尼崎市野良猫不妊手術助成金請求書をいう。
- 十 「市長」とは、尼崎市長をいう。

(交付の目的)

第3条 この要綱に定める助成金交付は手術を行う場合において、その費用の一部を補助することにより、野良猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。

(交付の対象動物)

第4条 助成金の交付の対象となる野良猫は、概ね生後6ヶ月以上の猫であつて、第8条第2項に規定する承認を受けた活動の地域に生息するものに限る。

(助成金の額及び上限)

第5条 助成金の額は、手術対象猫1匹につき雌10,000円、雄5,000円を上限とし、実際に手術に要した費用に相当する額とする。

2 1年間の総助成額は2,000,000円以下とし、その細部については第10条第2項で定める。

(交付の対象者)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、野良猫対策活動講習会実施要領第5条に規

定する野良猫対策活動講習会受講済証の交付を受けた者でなければならない。

(活動合意書)

第7条 活動を行い助成金の交付を受けようとする者は、野良猫の生息する地域を代表する者(社会福祉協議会長等)を必要に応じて関係職員と共に訪れ、合意書による活動の合意を得なければならない。

2 この合意書は地域を代表する者の意思により取り消すことができるものとする。

(活動の承認申請)

第8条 当該地域における活動の承認申請は、申請書によるものとし、合意書と共に市長に提出することにより行われるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、関係職員に審査を行わせ、当該活動を承認する場合は承認書を交付するものとする。

3 市長は、活動の承認を受けたものがこの要綱に違反する事項を行ったと認めるときは承認書を取り消すことができるものとする。

(手術の実施等)

第9条 前条第2項に規定する審査の結果、承認書の交付を得た者(以下「被承認者」という。)は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、報告書に必要事項を記載し、獣医師に提出するものとする。

2 被承認者は、前項の手術を実施した獣医師に、手術済猫に対し、他の野良猫と識別するための措置として耳カットを施してもらうものとする。

3 被承認者は、第1項の手術を実施した獣医師に、報告書A票に記名・押印してもらい報告書A票を切り取り返還してもらうものとする。

(助成金の交付申請に係る仮手続)

第10条 被承認者は、前条第1項に定める手術実施後、市長に対し報告書A票に獣医師の発行した手術に係る代金の領収書を添えてファックス送信で提出することにより、助成金の交付申請に係る仮手続をしなければならない。

2 前項に規定する仮手続は、それぞれ5月1日から6月30日までの期間に助成額800,000円、8月3日から9月30日までの期間に助成額600,000円、11月2日から12月31日までの期間に助成額400,000円、2月1日から2月29日までの期間で通算助成額が2,000,000円を超えない範囲で受理し、以後は打ち切るものとする。

3 市長は、第1項に規定する仮交付申請及び仮請求が前項に規定する件数に達した際は、要綱第8条第2項に規定する承認書を交付した者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第11条 被承認者は、第9条第1項に定める手術実施後、次条に定める期間内に市長に対し交付申請書に報告書A票及び獣医師の発行する手術代金の領収書の写しを添えて

助成金の交付申請をしなければならない。

(助成金の交付申請期間)

第12条 前条に定める助成金の交付申請は、以下の期間に行うものとする。

- 一 4月1日から6月30日までの期間に手術を行ったものについては、7月1日から7月15日まで。
- 二 7月1日から9月30日までの期間に手術を行ったものについては、10月1日から10月15日まで。
- 三 10月1日から12月31日までの期間に手術を行ったものについては、1月4日から1月15日まで。
- 四 4月1日から12月31日までの期間に手術を行い、本助成金の交付を受けなかったもの、並びに1月1日から2月29日までの期間に手術を行ったものについては、3月1日から3月15日まで。

(助成金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、当該者に対し当該申請の結果を申請後15日以内に交付審査結果通知書の交付をもって通知するものとする。

2 市長は、前項の審査決定通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の交付決定の取り消し及び返納)

第14条 市長は、助成金の交付申請者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2号から第4号に該当するとき。
- (3) 暴力団等の利益になるとき。

(助成金の請求)

第15条 被承認者は、交付審査結果通知書により、助成金の交付決定がなされたときは、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条の規定に基づき助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

以上

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

【平成27年度尼崎市野良猫不妊手術助成金交付制度の変更点】

旧制度

① 仮手術期間が5期に分割

- 【第1期】 5月1日から5月31日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は5月1日から5月31日まで。
- 【第2期】 7月1日から7月31日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は7月1日から7月31日まで。
- 【第3期】 9月1日から9月30日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は9月1日から9月30日まで。
- 【第4期】 11月1日から11月30日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は11月1日から11月30日まで。
- 【第5期】 2月1日から2月28日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は2月1日から2月28日まで。

② 1期毎の助成金配分が均等

- 【第1期】 5月1日から5月31日までの期間に仮手術を完了したものに400,000円分
- 【第2期】 7月1日から7月31日までの期間に仮手術を完了したものに400,000円分
- 【第3期】 9月1日から9月30日までの期間に仮手術を完了したものに400,000円分
- 【第4期】 11月1日から11月30日までの期間に仮手術を完了したものに400,000円分
- 【第5期】 2月1日から2月28日までの期間に仮手術を完了したものに通算助成額が2,000,000円を超えない範囲分

③ 不妊手術対象が雌猫のみ

雌猫：10,000円/1匹

新制度

・手術期間、仮手術期間を4期に再編

・手術期間を延伸

- ・各期の手術開始日から1ヵ月後に仮手術開始日を設定
- ・第4期の仮手術対象に、第1期～第3期の間に手術済で助成金が未交付のものを含める

- 【第1期】 4月1日から6月30日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は5月1日から6月30日まで。
- 【第2期】 7月1日から9月30日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は8月3日から9月30日まで。
- 【第3期】 10月1日から12月31日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は11月2日から12月31日まで。
- 【第4期】 4月1日から12月31日までの期間に手術を行い、本助成金の交付を受けなかったもの、並びに1月1日から2月29日までの期間に手術を行ったものの仮手術期間は2月1日から2月29日まで。

繁殖期である春から秋にかけての助成額を増額

- 【第1期】 5月1日から6月30日までの期間に仮手術を完了したものに800,000円分
- 【第2期】 8月1日から9月30日までの期間に仮手術を完了したものに600,000円分
- 【第3期】 11月1日から12月31日までの期間に仮手術を完了したものに400,000円分
- 【第4期】 2月1日から2月29日までの期間に仮手術を完了したものに通算助成額が2,000,000円を超えない範囲分

雄猫にも対象を拡充

雄猫：5,000円/1匹
雌猫：10,000円/1匹

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十四年八月二十八日

参議院環境委員会

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、本法を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。

二、第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実に行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によつて不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。

三、マイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法における登録率及び予防注射の接種率の向上に一定の効果が想定されることを踏まえ、同法との連携強化を図りつつ、これを早急に検討すること。なお、マイクロチップの規格及びデータベースで混乱を来たさないよう、官民協働により早期の統一化を目指すこと。

四、動物看護師（仮称）については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検

討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。

五、動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。また、動物葬祭業に対する法規制の在り方についても、火葬・埋葬施設等の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状に鑑み、動物の生命尊重を目的の一つに掲げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

六、犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近づけることを目指して最大限尽力するよう、各地方自治体を指導すること。

七、実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

八、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

九、動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。なお、委嘱に際しては、動物愛護管理に係る施策の担い手となり得る獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生も積極的に活用することを推奨するとともに、動物愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案に積極的に関与できるようにすること。

十、被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。

十一、犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。

右決議する。

○犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

平成18年環境省告示第26号
最終改正：平成25年環境省告示第86号

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第35条第1項本文及び第3項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第36条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。

第1 犬及び猫の引取り

- 1 都道府県等（法第35条第1項本文に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取り又は引取りの拒否を行うように努めること。
- 2 都道府県知事等は、所有者から犬又は猫の引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うこと。
- 3 遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第3項では、同条第1項及び第2項の規定について、法第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、これを適用しないこととされていることを踏まえ、都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築すること。
- 4 都道府県知事等は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあっては、この限りでない。
- 5 都道府県知事等は、法第35条第3項の規定により引き取った犬又は猫について、マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するよう努めること。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又は猫については、この限りではない。
- 6 都道府県知事等は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫について、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。

第2 負傷動物等の収容

- 1 法第36条第2項の規定による動物及び動物の死体の収容は、都道府県知事等が、施

設の収容力及び構造並びに人員の配置状況、当該地域における疾病にかかり、若しくは負傷した動物（以下「負傷動物」という。）又は動物の死体（以下「負傷動物等」という。）の発生状況等を踏まえ、法第44条に規定する愛護動物のうちから適切に選定して行うように努めること。

- 2 都道府県知事等は、法第36条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、負傷動物等を迅速に収容するよう努めること。
- 3 第1の3から6までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収容した場合について準用する。

第3 保管、返還及び譲渡し

- 1 都道府県知事等は、犬若しくは猫を引き取り、又は負傷動物を収容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。
- 2 都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指して、施設に保管する犬、猫等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供等により、また、標識番号等の明らかなものについては登録団体等への照会等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。
- 3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。
- 4 保管動物の飼養を希望する者の募集は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等の活用により広域的かつ迅速に行われるように努めること。
- 5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。
- 6 施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。
- 7 保管動物の飼養を希望する者の募集、保管動物の譲渡し後の飼養の状況を確認するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を広く図りつつ行うように努めること。
- 8 保管動物の所有者及び飼養を希望する者の便宜を考慮して返還及び譲渡しを行う場所等の指定を行うとともに、それらについて周知に努めること。

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。

第6 報告

都道府県知事等は、犬若しくは猫の引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。

事務連絡
平成27年6月17日

都道府県
各指定都市 動物愛護管理主管課(室)長 殿
中核市

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長

捕獲檻で捕獲された猫への対応について

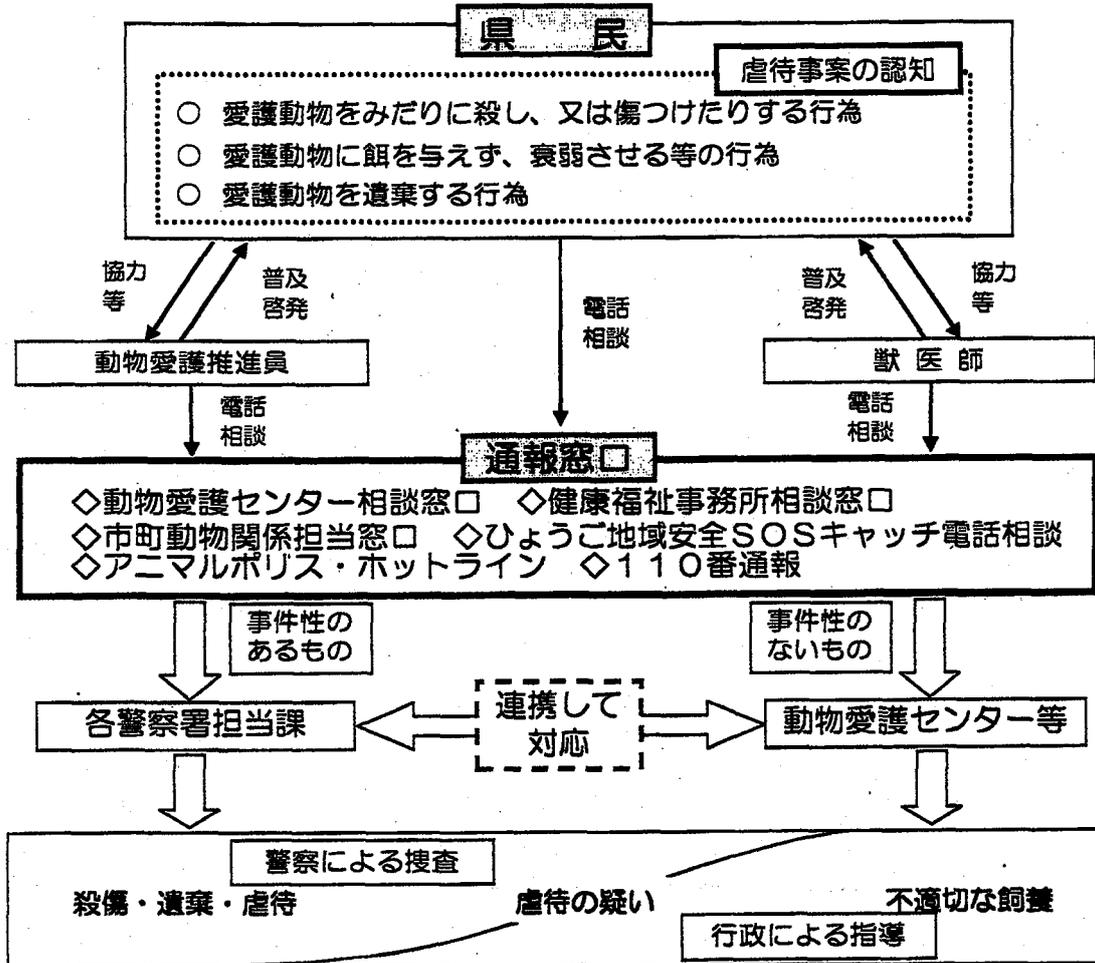
日頃より、動物愛護管理行政にご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。
今般、猫による糞尿等の被害を受けていた地域住民が、被害の原因となった猫を駆除するために捕獲檻で捕獲して自治体に持込み、自治体が引取ったことに関し、問題提起があったところです。

今後、類似の事案が生じた場合は、下記について留意下さいますようお願いいたします。

記

1. 動物の愛護及び管理の推進に関する件(平成24年8月28日衆議院環境委員会決議)八及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成24年8月28日参議院環境委員会)八、の主旨を考慮すること。
2. 捕獲檻等の罠で捕獲された猫について、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)第35条第3項に基づく引取りを求められた場合、以下の事項に留意して、当該猫の捕獲理由、捕獲状況等について慎重に確認すること。
 - ① 動物愛護管理法において猫の捕獲に関する規定はないが、捕獲行為の目的、手段、態様等によっては、当該行為が同法第44条第1項に規定される愛護動物の殺傷又は同条第2項に規定される愛護動物の虐待に当たる可能性があること。
 - ② 他人が所有又は占有する猫である可能性があること。
3. 引取りを行った猫については、動物愛護管理法第35条第4項の規定及び犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について(平成18年環境省告示第140号)に基づき、以下のとおり適切に対応すること。
 - ① 引き取った猫のうち、所有者がいると推測される猫については、その所有者を発見し、返還するよう努めること。
 - ② 所有者がいないと推測される猫及び所有者の発見ができない猫については、譲渡適性を評価し、適性があると認められる猫については、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。

図14 虐待等事案に関する警察との連携について



行政、警察がそれぞれ窓口を設置し、虐待等の事案の把握、探知に努めています。
 事件性のあるものは警察が、事件性のないものは行政が、虐待等が疑われる事案等
 両者の協力が必要なものは連携を図り適切に対応します。

動物の譲渡について

尼崎市では、収容された後、処分の対象となった犬、猫を一定の要件のもと新たな飼い主に譲渡しています。譲渡は尼崎市、西宮市、伊丹市及び宝塚市の市民を対象にした事前登録制となっています。

譲渡申込の受付は、開庁時間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時45分から午後5時30分まで)内であれば随時行なっていますが、仕事等の都合により、休日でなければ譲渡申込等の手続きを行うことができない方のために休日の譲渡申込受付を行なっています(下記「休日の譲渡申込受付について」参照)。

現在、収容されている成犬、成猫の情報は以下のリンクからご覧になれます。また、写真情報の掲載は行なっていませんが、子猫(離乳後に限る)の譲渡も行なっています。

収容犬・収容猫情報について

譲渡を受けるのに費用はかかりませんが、犬については譲渡の際に狂犬病予防法に基づく犬の登録を行なっていただきますので、登録手数料として3000円が必要となります(尼崎市民のみ)。また、尼崎小動物愛護推進協会のご協力により、譲渡を受けた犬、猫の不妊去勢手術費用が一部助成されます。譲渡に関する詳しい手続きは下記をご覧ください。

休日の譲渡申込受付について

仕事等の都合により、休日でなければ譲渡申込等の手続きを行うことができない方のために、休日の譲渡申込受付を行なっています。受付時間は、午前10時から正午までの2時間です。

平成27年度 休日譲渡申込受付の日時及び場所

日時	場所
平成27年6月20日(土)午前10時から正午まで	尼崎市動物愛護センター
平成27年9月13日(日)午前10時から正午まで	
平成27年12月12日(土)午前10時から正午まで	
平成28年3月6日(日)午前10時から正午まで	

これから動物を飼おうと考えている皆様へ

動物を飼育する前に、以下の事を十分に考えてください。

1. 飼育に適した場所、環境がありますか。
2. 毎日の世話や、散歩ができる人がいますか。家族全員が賛成していますか。

3. 外出や旅行が制限されることもあります。その間どうするか考えていますか。
4. 食費、予防注射、治療費などの経費について考えていますか。
5. 他人に迷惑をかけることなく、責任をもって終生飼うことができますか。

譲渡制度について

条件は以下のとおりです。

1. 尼崎市、西宮市、伊丹市及び宝塚市内に住居を有し、そこで飼養管理できること。
2. 成人であること。（生計を立てていること）
3. 動物の飼養が禁止されていない住宅（集合住宅、賃貸住宅などでは、管理規約や賃貸契約等で動物の飼養を禁止されていないこと）に住んでいること。
4. 猫にあつては室内飼養ができること。
5. 現在、他の動物を飼養しているときは、その動物と譲渡される動物とが良好な関係をつくれること。
6. 動物の本能、生理及び習性等を理解するとともに、人への危害防止等、他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分自覚し適正に終生飼養すること。
7. 犬にあつては、狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を装着すること。また、繋留及び施設内飼養等により確実な脱走防止措置を講じること。
8. 不妊又は去勢手術を行うこと。
9. 疾病の予防及び治療等の健康管理を行うこと。
10. 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為を行わないこと。
11. 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題があったとき、或いはその動物により問題が起きたときも、尼崎市に対して一切の責任を問わないこと。
また、損害を受けたときも、尼崎市に対して賠償を請求しないこと。
12. 尼崎市が実施する調査等に協力すること。
13. 譲渡を受けた動物について、所有者が現れた場合、当該所有者が返還を求めた場合は、速やかに返還すること。
14. やむを得ず飼養が困難になった場合は、責任をもって新たな飼い主を探しその結果を尼崎市動物愛護センターに連絡すること。
15. その他、尼崎市動物愛護センターの指示に従うこと。

譲渡の流れ

1. 尼崎市動物愛護センターに電話による問い合わせをしていただきます。
2. 尼崎市動物愛護センターまでお越しいただきます。
3. 動物譲渡申込書および譲渡調査票を提出していただき面談をさせていただきます。

その時に、希望される動物についてお聞きします。

4. お宅までおうかがいして飼養環境調査を行います。
5. 審査後、結果をお知らせします。譲渡できない場合もご連絡いたします。
6. 譲渡を承認された方は譲渡者名簿に登録します。
7. 譲渡を希望する動物が処分決定されれば連絡いたします。
8. 誓約書を提出していただいた後、譲渡を行います。
9. 譲渡後の調査を行います。

譲渡時に必要なもの

1. 印鑑
2. 動物を連れて帰る用意(首輪、リード、ケージ等)
3. 犬の場合は、登録手数料**3000円(尼崎市民のみ)**

 [譲渡対象者選定基準\(別表1\)\(Word 26.5 KB\)](#)

 [動物譲渡申込書\(様式第1号\)\(Excel 23.5 KB\)](#)

 [譲渡調査票\(様式第2号\)\(Excel 80.5 KB\)](#)

団体譲渡について

尼崎市では、殺処分を減少するための新たな取り組みとして、従来の個人譲渡に加え、平成27年4月より団体譲渡を開始しました。譲渡を希望される団体は、あらかじめ譲渡対象団体としての登録が必要となります。登録申請書(様式第6号)と誓約書(様式第7号)をセンター窓口へ提出してください。書類受理後、譲渡対象選定基準への適合についての審査及び現地調査を行い、登録を承認する団体には登録通知書を交付します。詳細につきましては、動物愛護センター(06-6434-2233)までお問い合わせください。

各種様式等

 [動物譲渡実施要領\(Word 38.0 KB\)](#)

 [譲渡対象団体選定基準\(別表2\)\(Word 26.0 KB\)](#)

 [登録申請書\(様式第6号\)\(Excel 23.0 KB\)](#)

 [誓約書\(様式第7号\)\(Word 27.0 KB\)](#)

 [登録事項変更届\(様式第9号\)\(Excel 32.0 KB\)](#)

 [譲渡報告書\(様式第10号\)\(Excel 23.0 KB\)](#)

 [登録廃止届\(様式第11号\)\(Excel 20.5 KB\)](#)

情報の発信元

尼崎市動物愛護センター(健康福祉局生活衛生課)

〒661-0047 兵庫県尼崎市西昆陽4丁目1番1号

電話番号 06-6434-2233

ファックス 06-6434-2293

[このページの先頭へ](#)

動物譲渡実施要領

1 要 旨

この要領は、動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第30条第1項並びに尼崎市動物の愛護及び管理に関する規則（平成21年尼崎市規則第31号）第6条の規定による犬又は猫等（以下「動物」という。）の譲渡について、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

動物の譲渡を通じて、市民の動物愛護思想の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図るとともに、模範的な適正飼養者の育成に努めることを目的とする。

3 譲渡対象動物

- (1) 動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第27条第1項の規定により収容した犬で条例第29条第1項の規定による告示によっても所有者が判明せず、同条第3項の規定により処分することができるもので市長が譲渡可能と認めたもの。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第35条第3項の規定により引き取った犬若しくは猫若しくは法第36条第2項の規定により収容した動物で尼崎市動物の愛護及び管理に関する規則（以下「規則」という。）第3条第1項の規定による告示によっても所有者が判明せず同規則第2項の規定により処分することができるもの並びに法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくは猫で市長が譲渡可能と認めたもの。

4 譲渡の種類

(1) 個人譲渡

個人譲渡対象者は別表1に掲げる譲渡対象者選定基準に適合する者とする。

(2) 団体譲渡

譲渡の対象団体（個人活動者を含む。以下「団体」という。）は別表2に掲げる譲渡対象団体選定基準に適合し、尼崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）

の譲渡対象団体名簿に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。

5 譲渡方法

(1) 個人譲渡

ア 申込み

譲渡を希望する者は、動物譲渡申込書（様式第1号）に譲渡調査票（様式第2号）を添え、譲渡を申し込むものとする。

イ 審査及び承認

動物譲渡申込書を受理後、市長は、譲渡調査票による書類審査並びに飼養環境調査票（様式第3号）による現地調査等の結果を総合的に判断し、譲渡を承認する者にはその旨を通知する。また、譲渡を承認しない者にもその旨を通知し、その理由を説明するものとする。

ウ 譲渡前体験飼養

譲渡を承認された者のうち譲渡前の体験飼養を希望する者は、体験飼養申込書（様式第4号）を提出するものとする。体験飼養の申し込みがあった場合、市長は、期間を定めて、譲渡前の体験飼養を承認することができる。

エ 誓約書の提出

譲渡対象者には、動物の飼養管理に必要な事項をあらためて指導するとともに、誓約書（様式第5号）を徴するものとする。

(2) 団体譲渡

ア 登録申込み

登録を希望する団体は、登録申請書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）を提出して申請しなければならない。

イ 審査及び登録

市長は登録申請のあった団体について、譲渡対象団体選定基準への適合についての審査及び現地調査等を行い、適合する場合には譲渡対象団体名簿に登録する。登録を承認する団体には登録通知書（様式第8号）を交付する。また、登録を承認しない団体にもその旨を通知し、その理由を説明するものとする。

ウ 登録事項の変更

登録団体は申請事項に変更があった場合は、登録事項変更届（様式第9号）により速やかに届け出なければならない。

エ 報告書の提出

登録団体はセンターから譲渡された動物を別の譲渡希望者に譲渡したときは、速やかに譲渡等報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

オ 登録の取り消し

登録団体が別表2に定める選定基準を満たさなくなったときにはその登録を取り消し、その旨を当該団体に通知するものとする。

カ 登録の廃止

登録団体は、登録を廃止する場合は速やかに登録廃止届出書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 譲渡後の調査

市長は、必要に応じ、譲渡後の動物の飼養管理状況等について調査を行うことができるものとする。

以上

附 則

この要領は、平成12年 6月 1日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 5月 7日から施行する。

この要領は、平成25年 1月24日から施行する。

この要領は、平成25年 9月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。